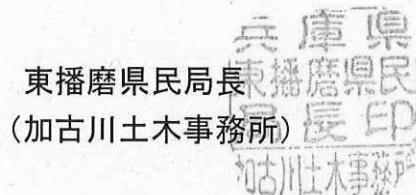


東播(加土)第1750号
令和3年10月20日

明石市長（市民生活局 文化・スポーツ室）様



旧明石市立図書館の設置許可について

旧明石市立図書館については、昭和49年10月に都市公園法に基づく設置許可を行い、許可期限である10年毎に更新し、現在、平成25年3月1日付兵庫県指令東播(加土)公第25-0004号の2により令和5年3月31日までを期限として設置許可を行っています。

この間、平成29年1月に明石市大明石町に新明石市立図書館が整備され、移転元にはあかしふるさと図書館が開設されました。

明石公園内の敷地は図書館設置を条件に設置許可をしたものであり、令和2年3月のあかしふるさと図書館の廃止に伴い、現在、設置許可の条件に適合しておりません。

については、都市公園法第10条の規定どおり、遅くとも設置許可期限である令和5年3月31日までに原状回復のうえ、土地の返還を求めます。

なお、平成29年1月26日付「明石公園に設置する公園施設の運用について」において、明石市長より許可期限までに土地を返還する旨の申し出がなされていることについて念のため申し添えます。

また、過日、旧明石市立図書館の屋上で維持管理上、遺憾な事案が発生しました。については、返還までの期間においては、毎日の巡視・警戒や、バリケード等による敷地内への侵入防止策の徹底、植栽をはじめとする美観の維持管理等、適正に管理してください。

県立図書館について

- 1 兵庫県立図書館は、県民の教育と文化の発展を図るため、図書館法の規定により昭和49年10月に開館した。開館にあたっては、調査委員会を設置し、慎重な議論を重ね、県立図書館の位置を明石市明石公園に決定した。
- 2 その後、県内市町立図書館と連携・相互協力し、調査相談、資料保存のセンター的な役割を果たしてきた。また、県内市町立図書館では難しい郷土資料の収集保存、貸し出しについては、県立図書館が行うなど、約半世紀に亘り円滑な運営に努めてきた。
- 3 平成27年に実施した耐震調査の結果、Is値は基準を下回り、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があると診断されたことから、平成28~29年度にかけて耐震補強工事を実施した。
- 4 以上のことから、県としては、県立図書館の移転は考えていない。